

能代山本広域市町村圏組合議会会議録

令和 7 年 6 月 2 日臨時会

能代山本広域市町村圏組合議会

能代山本広域市町村圏組合議会会議録（臨時会）

令和7年6月2日（月曜日）午前10時

出席議員（16名）

1 番	今 野 孝 嶺	2 番	堺 谷 直 樹
3 番	加 藤 徳 良	4 番	安 井 和 則
5 番	渡 邊 正 人	6 番	針 金 勝 彦
7 番	畠 貞一郎	8 番	須 藤 正 人
9 番	皆 川 鉄 也	10 番	平 賀 真
11 番	大 高 翔	12 番	武 田 正 廣
13 番	荒 谷 要 伸	14 番	土 佐 正 寛
15 番	芦 崎 達 美	16 番	加 藤 彦次郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事会代表理事	齊 藤 滋 宣
理事会代表理事 職務代理者	佐々木 文 明
理 事	田 川 政 幸
理 事	堀 内 満 也

職務のために議場に出席した職員職氏名

事 務 局 長	佐 藤 清 吾
事 務 局 主 幹	幸 坂 晴 二
事 務 局 次 長	田 口 俊 成
総務企画課参事	荒 川 幸 代
環境衛生課長	兜 森 嘉治隆
総務企画課長補佐	坂 田 亮
環境衛生課長補佐	長 門 研 英
消防本部消防長	泉 政 樹
消防本部消防次長	伊 藤 均
消防本部総務課長	杉 谷 和 彦
二ツ井消防署長	小山内 寿
三種消防署長	加勇田 清 武
八峰消防署長	今 井 正

議事日程第 2 号

令和 7 年 6 月 2 日（月曜日） 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 2 号 令和 7 年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算
（第 1 号）

本日の会議に付した事件

議事日程第 2 号のとおり

◎議長（安井和則君） ただいまより能代山本広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の出席議員は16名であります。

本日の議事日程は、日程表第2号のとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（安井和則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第48条の規定により、7番畠 貞一郎さん、8番須藤正人さんを指名いたします。

日程第2 会期の決定

◎議長（安井和則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

◎議長（安井和則君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

この際、理事会代表理事より発言を求められております。よって発言を許します。理事会代表理事。

（代表理事 齊藤滋宣君 登壇）

◎代表理事（齊藤滋宣君） 能代山本広域市町村圏組合議会臨時会の開会に当たり、提出議案の説明に先立ち、その後の事務事業の状況等について御報告いたします。

初めに、南部清掃工場の脱着装置付きコンテナ専用車の物損事故についてですが、令和7年3月11日、大館市の民間最終処分場へ灰を搬出した帰路にて、物損事故を起こす事案がありました。秋田自動車道の能代市扇田地内を走行中、路面の凹凸を避けようとした際、ハンドル操作を誤り、中央分離帯用ワイヤーロープ式防護柵に衝突したものであります。この事故によるけが人はありませんでしたが、車の運転につきましては、公私ともにこれまで以上に細心の注意を払い、再発防止に努めるよう指導してまいります。なお、当該防護柵の修繕は済んでおりますが、賠償額について現在、国土交通省能代河川国道事務所と示談交渉中でありますので、詳細が決まりしだい、改めて御報告させていただきます。

次に、昨年12月開催の議会臨時会で御報告いたしました、令和6年11月28日に発生した男鹿市寒風山での、消防本部職員によるマイクロバス物損事故についてであ

りますが、この度、破損したガードポールの補修が終え、相手方である男鹿市と示談が成立いたしましたので、本日配付の報告第2号で報告させていただいております。

次に、一般廃棄物処理施設整備事業についてであります。建設資材の価格高騰等に伴う契約金額の変更について、建設JVからいわゆるインフレスライド条項に基づく協議請求が令和7年4月1日付で提出されました。本組合ではこれを受け、県の助言と、施工監理業務請負事業者の協力を得ながら審査しましたところ、本協議請求は妥当なものと認め、本臨時会に継続費及び関連予算の追加を提案しております。建設工事につきましては、7年度は前年度から進めていたプラント設備工事や地上部分の建設工事を継続することに加え、内外装及び外構工事等の付帯工事に着工し、11月には性能検査及び試運転を予定しております。なお、4月末時点の工事全体進捗率は62.5%で、ほぼ計画どおり進んでおり、引き続き、安全に配慮して円滑に工事を進めてまいります。

次に、本日提案しております議案の概要について御説明いたします。

議案第12号は、令和7年度一般会計補正予算案で、歳入歳出それぞれ7億9246万2000円を追加し、補正後の総額を117億7613万2000円とするものであります。

歳入は、歳出の増額に伴う分担金及び負担金の追加で、歳出は、一般廃棄物処理施設整備事業の建設工事費の追加であります。

以上、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

◎議長（安井和則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第12号令和7年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）

◎議長（安井和則君） 日程第4、議案第12号令和7年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算を議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第12号令和7年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算第1号について御説明いたします。まず条文についてであります。第1条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億9246万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億7613万2000円と定めております。また、第2条は継続費の補正で、第2表継続費補正によるとしております。

予算の内訳は事項別明細書で御説明いたします。初めに歳入であります。1款分担金及び負担金1項負担金3目衛生費負担金は7億9246万2000円の追加で、一般廃棄物処理施設整備事業費負担金であります。

次に歳出であります。4款衛生費2項清掃費は7億9246万2000円の追加で、一

般廃棄物処理施設建設工事費であります。

第2表継続費補正についてであります。4款衛生費2項清掃費、一般廃棄物処理施設整備事業費について、令和7年度分を7億9246万2000円追加し、補正後の総額を142億3329万6000円とするものであります。

詳細につきましては、事前に議案とともに送付しております付属資料で御説明いたします。一般廃棄物処理施設整備事業に係る工事請負契約の変更協議についてであります。初めに1、これまでの経緯についてであります。いわゆるインフレスライド条項に基づく請負契約額の変更について、令和5年9月1日付で建設JVから協議請求があり、6年3月に変更契約しております。その後もさらに物価上昇が続き、JVから2回目の協議請求が7年4月1日付で提出されました。変更概算請求額は約8億円であります。当組合では、県からの助言と施工監理業務を行う八千代エンジニアリング株式会社の協力を得ながら、国の通知を基に変更額を精査し、その結果、内容に妥当性があると認め、協議に応じたいと考えております。

次に2、適用対象工事及び請負額変更の方法と増額の主な要因、1、適用対象工事及び請負額変更の方法についてであります。インフレスライドに係る国からの通知及びマニュアルの主な内容を表にまとめております。まず適用対象工事につきましては、残工期が2か月以上ある工事、また、再度のスライド協議につきましては、請求が可能となっております。請負額変更の方法についてであります。対象となるものは、材料単価、機械器具損料及び労務単価並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費、一般管理費であります。変更額につきましては、残工事額の100分の1を超える額で、100分の1は受注者負担となります。変更額の算出方法につきましては、変更後残工事額から基準日残工事額と受注者負担額を差し引いた額であり、米印ですが、変更後残工事額につきましては、日銀企業物価指数や一般財団法人建設物価調査会等が公表している物価指数の上昇率を乗じて算出しております。2、増額の主な要因についてであります。建設資材価格や労務単価の物価上昇が主な要因であります。特に土木建築工事の電気機械設備工事において、特注品が多く、当該資材は相対的に高い上昇率になっております。3、変更額案の算出、1、算出式についてであります。国の通知に基づく算出式で、前のページの表で説明した内容の計算式であります。2、変更額案についてであります。当初契約額は111億1660万円で、令和5年9月1日を基準日とする1回目のスライド協議で23億2423万4000円増額となり、変更後契約額は134億4083万4000円となっております。そしてこのたび2回目の変更協議請求が本年4月1日付で提出されております。変更前契約額から基準日出来高額を差し引いた基準日残工事額P1は税抜き61億4728万8000円で、これに物価指数の上昇率を乗じて算出した変更後残工事額P2は69億2919万5000円、また、受注者負担額は6,148万円で、算出式により変更額案を計算いたしますと、税抜き7億2042万円、税込み7億9246万2000円となり、2回目変更後契約額は142億3329万6000円になります。

これらの契約請負額の推移を表にまとめております。別紙1は、残工事額の増減内訳であります。各工事について、変更前の残工事額に物価指数の上昇率である増加率を乗じて変更後の額を算出しております。増加率につきましては先ほど御説明

したとおり、土木建築工事においては資材等の上昇率が相対的に高いことから、14%から高いもので26%程度となっております。プラント工事においては4%から6%程度となっております。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。7番 畠 貞一郎さん。

◎7番（畠 貞一郎君） 何点かにわたって御質問申し上げたいと思います。まず最初に当初5月26日ですか、全員協議会をやって説明するということでしたけれども、その前の週の二、三日前に突如中止ということだったようですけれども、それについては私どもにはメールでただ中止と来ただけで何の理由もなかったのですけれども、その理由は何だったのか。またこれは皆さん御存じだと思いますけれども、私ども能代市議会のほうでも5月27日に予算が出されまして、この予算も出されているわけです。ということは、予算の措置が遅れたとか何とかというのは私は理由にならないのではないかなと思います。その点について。この今日の渡された説明書ももう月曜日には私のほうに届いていましたので、なぜ全員協議会が急に中止にならなければ駄目であったのか、その理由についてきちんとまず説明していただきたいと思います。

それでは次に、私はこれ3回しか質問できませんので、中のほうに入らせていただきます。今回インフレスライド条項に基づいて8億円余りの額を上げるということなのでありますけれども、それで限度額が約8億円ぐらいになるわけなのですけれども、これも約1年くらい前に同じく23億円の増額をしたわけですね。その際にはほとんど資料がない中で審議をして議決されたわけなのですけれども、私はその際反対したのですけれども、その後請負契約変更についての細かい数字の部分のものを頂いたわけなのですけれども、それと今回のやつを比べると一つ資料としてないのは主な建設資材の変動率という資料は今回の資料には付いておりません。1年ぐらいの間にまだどれだけ上昇したとかというのは、私らはちょっと見当もつきませんし、これを見ますと例えば前の増額したときで生コンが25%上がったとか、鉄筋が31%上がったとか、そういった部分があるのですけれども、そういった部分は何も資料として出ておりませんので、先ほど14%だとか26%までとかありますけれども、どれにわたってそういうものが上がったのかどうかというのは、基準として私ら示されておりませんのでよく分かりません、はっきり言って。あとですね、増額の主な要因として労務単価の部分も1年前に出された資料ですと、公共設計労務単価というものが出ておりまして、普通作業員が10.5%、電工が13.8%だとか労務単価の上昇の基準が出されております。今回は1年余りでまだどれくらい労務単価が上がってこういうものの積上げになったのか、それはやはり私は労務単価と書いているからには、きちんと説明資料を出してやるべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

あと増額の理由として、建設資材については土木建設工事の電気機械設備工事において特注品が多くということがありますけれども、そもそも設計の段階で特注品というものはもうあったのではないですか。それが急に特注品だからこれだけ上がるというのは、どの部分を指してそう言っているのか、これがよく分かりませんの

で、何が特注品でどれだけ上がったのか、それをお示ししたいかと思います。また併せてこの工事の細かい数字を見ますと、残工事額の増減の内訳というのを見ますと、一番上がっているのが工事棟だとかが2億7000万円ぐらい上がっているわけですね。そのほかに付帯工事というものが1億7000万円云々上がっているわけです。前渡されたその前の部分においてもですね、これはびっくりするのですけれども、付帯工事というものが、23億円上がったときですね、これが158%上がっているのですよ。158%上がってその理由としてアスファルト融雪設備という部分になっているのです。そういったものをこれだけ上げておきながら、またさらに付帯工事というものがなぜこれこうまた上がらなければ駄目なのか、その細かい部分をお知らせ願いたいと思います。

あといろいろもっと聞きたいことがあるわけですが、基本的に今までこういう工事においてですね、一度かなりの増額をして、2回目増額をしたという例が全国的にあるのかどうか、それについてお知らせ願いたいと思います。また併せて今回この詳細を見ますと、基準を見ますと、基準日以降の工事期間、残工事が2か月以上ある工事という部分になっています。するとまだ工事期間があるわけですから、今六十何%進んでいるのでしょうか、その3回目の増額というのも考えられるのではないですか、その点についてお知らせ願いたいと思います。以上です。

◎議長（安井和則君） 質問が多岐にわたって多いので、答弁整理のため暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時26分 再開

◎議長（安井和則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 大変お待たせいたしました。まず1点目の全員協議会を開かなかったことについてでありますけれども、全員協議会につきましては前回令和6年2月議会及び3月議会の際に議員からある程度まとまった時点で全員協議会を開催し説明すべきであったという意見や、金額の根拠を示す詳しい資料を事前配付すべきであったなどの御意見がありました。この度同様の案件を上程するに当たっては前回の説明資料が不足していたとの反省のもと、今回は事前に資料を送付した上で、本会議で詳細な説明をしたいと考えたため、全員協議会を開かなかったものであります。

次に変動率に関する御質問ですが、今回資料として前回の生コンだとか労務単価の個別の資料は添付しておりませんでした。日銀ですとか建設物価調査会から出ております指標、これが例えば労務単価ですと鉄筋工だとか溶接工だとか、様々工種によって細かく指数が出ておりますので、これを基に算定をしておりますが、資料としては今回提出してございませんでした。

また特注品関係の御質問がございましたが、今回付帯工事における電気設備機械設備というところで特注品のお話をしたわけですが、これはごみ焼却時の廃熱を利用したロードヒーティングの送水管が特注品でありまして、これが増加率引上げの

要因となっております。このロードヒーティングの送水管に関しましては、増加率が133.6%となっております。これに関しましては1回目のスライド協議でもやはり増加率が多かったわけですが、その後物価上昇が続いているということで今回も相対的にはこの部分が増加率が高くなっている状況であります。

それからスライド協議の全国の例ということで調べてみましたところ、まず建設J Vの代表企業に聞いたところ、これまでスライド協議というのは3件の実績があったと聞いておりますが、それが議員御質問の2回目3回目のスライドなのかというところまでは聞いておりませんで、今まで3件あったというのは伺っております。また県内でのスライド条項の適用例、秋田市で公表しております、秋田市では令和5年度に6件のインフレスライド協議による変更があったようでございます。

4点目の3回目のスライド協議がこの後考えられるのかという御質問でございましたけれども、議員おっしゃるとおり工期が来年8年の3月までということですので、来年の1月末までは協議請求が可能ということでありますけれども、変更額が残工事額の1%を超えることが要件であることから、本当に急激な物価高騰がない限りは3回目の協議請求をするということはないものと推測しております。工事がこの後進んでいきまして、秋には進捗率が9割を超えるような予定でありますので、それに伴って残工事も減少していくことになり、今後の社会経済状況の動向が予測困難であるので断言はできませんけれども、今後J Vから協議請求が来るというのは考え難いなと思っております。以上でございます。

◎議長（安井和則君） 7番 畠 貞一郎さん。

◎7番（畠 貞一郎君） 最初の質問の全員協議会をなぜ開かなかったか、まず全員協議会の場合私は通常であると議長の招集だと思うのですがけれども、その辺どのように議長等とも相談して決定したのか、そして最終的に開催しないという決定は誰の決断だったのか、2番目の質問でお伺いしたいと思います。ましてや1年前にやはり慎重に審議して、資料をきちんと出してもらいたいというお話が出たわけですから、それについては今回の資料で全部答えたと言えるのか、そんな感覚なのかどうか、だから全員協議会を開いてわざわざ説明することはいらないと、そういう決断に至ったのかどうか、その点についてもう一度お伺いしたいと思います。

あとですね、労務単価等の部分に日銀だとか何とかとあるでしょうけれども、私は分かるわけではないではないか、そんな。よっぽどきちんと資料を整えなければ分かるわけではないでしょ。前にはちゃんとこういうのを資料として出していたわけですよ、なんで今回出されないのですか。それがよく理解できない。前やったのと同じ轍を踏むのですか、その点についてお伺いしたいと思います。

あと特注品ですがけれども、ロードヒーティング送水管というのですか、どういうものなのか技術的なものは私はとんと分かりませんが。それ以外は133%と言いましたけれども、これ増額の主な要因は特注品が多くとなっているわけですよ。当該資材は相対的に高い上昇率になっていると。133%とかというお話をしているのですがけれども、これ自体の単価といいますか、今言ったのはロードヒーティングが特注品だという話をしましたけれども、この単価自体がどれぐらいで、どれぐらい上がったのか、それについて具体的に説明してください。8億円のうちのどれぐ

らい占めているのか。ここに書いているのが、特注品が多く当該資材は相対的に高い上昇率になっているということだから、これが相当な比率を占めているのではないかなと文章的には思うのですけれども、その辺についてお知らせ願いたいと思います。

それで全国の例が3件実績があるということなのですけれども、いろいろな例があるかと思うのですけれども、これは別にこういった一般廃棄物の工事だとかそういう部分でなくても、いろいろな工事の例があると思うのですけれども、通常考えて1年前に増額してですね、またさらにすぐ増額するなんて例が本当にあるのですかこれ。私はちょっと考えにくいのですけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

あと県内は秋田市が令和5年6件、これはどういう工事なのか私分かりませんが、でスライド条項であったということは結構大きな工事なのかもしれませんけれども、それは分かりませんけれども、ただ一つ言えることはこういった形でスライド状況を使えば1回、変な話ですよ、入札をしてですね、安く落札しても今はスライド条項というものがあるからその後幾らでも増額できるというような悪い風習が出てくるのではないかなと心配しているのです。これをうまく使えば工事費を幾らでも上げられるよと、そういう部分になるのが非常に困るのではないですか。するとそもそもの予算だとか入札だとかの信頼性公平性というものが疑われるような形になるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

あと1月末まで協議できるということで、まずはあり得ないということですので、それはよく理解いたしました。以上です。

◎議長（安井和則君） 答弁整理のため暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時41分 再開

◎議長（安井和則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） お待たせいたしました。まず1点目の全員協議会開催に関してであります。当初5月23日に全員協議会を開催しようと考えておりましたが、議員の皆様にはスケジュール確保のお知らせを送付していたところでありましたが、この全員協議会での説明内容を検討する中で、議案の事前審査とならないようにするためには具体的な金額を示した説明はできないと、これまでの経緯とかインフレスライドの制度説明程度に留めざるを得ないと考えました。3日後には広域の議会の告示日、26日が告示日でありまして、そこで議案及び詳細資料を送付するという状況でありましたので、そのようなタイミングで全員協議会を開催するのは適当ではない、むしろ開催した場合にその程度の説明内容では意味のない全員協議会だというような批判をされかねないと考え、取り止めることといたしました。（「誰が」の声あり）これを理事会及び議長にも説明しまして御理解いただいて開催をしないこととさせていただきます。

あと今回の資料で前回のような労務単価だとか細かい資料が添付されておらない

件に関しましては、附属資料に別紙 1 ということで残工事額の増減内訳を付けておりますけれども、この表をもって説明しようと考え、前回のような内訳の資料は今回添付しておりませんでした。この表の中ほどのプラント工事の上の所に付帯工事というものがございしますが、質問 4 点目のロードヒーティング関係はここに含まれておりまして、送水管ですとか電気設備ヒーティング関係がここで多く掛かっているため今回増加率が多くなっている状況でございます。

次に 1 回目のスライドから 1 年度ほどで今回またスライド協議ということでしたけれども、スライド協議そのものはそれまでの期間の物価上昇率を残工事に乗じて算出することになるので、将来的な値上げを予測したような計算にはなっておりません。1 回目以降に物価上昇がなければ 2 回目のスライド協議というものはないこととなりますが、1 回目令和 5 年 9 月 1 日以降も物価上昇があったので今回 2 回目の協議になったということでございますので御理解いただきたいと思います。

あと最後、安い金額で入札して後からスライドということで信頼性や公平性に欠けるような部分に関し心配があるのではないかとということでしたけれども、私どもはそうは考えておりません。スライド協議が仮に受注者側から出されてもその妥当性がないと認めれば協議もできないこととなりますので、そういったことはないものと思っております。以上でございます。

◎議長（安井和則君） 7 番 畠 貞一郎さん。

◎7 番（畠 貞一郎君） 今まず全員協議会の話からもう 1 回させていただきたいなと思います。まず全員協議会では大した説明ができないから最終的にはやる必要がないと。そういうのは今までいろいろな形で全員協議会をやって、次の議会のために理解を得るようにそれぞれ各町でも市でもそういった形で努力してきているものと思います。ですから理解を深めるために、では全員協議会というものはそもそもいらないのですか、こういうのは、理解を得るために。予算が分かるから事前審議になるだとかそういう問題ではないと思うのです私は。やはりいろいろな部分で各議員の御意見を聞いて、もしかしたらこういう資料が不足しているのではないかだとか、もうちょっとこの部分を改善すればもっとよく理解できるのではないかとか、そういうものを聞くための会なのではないですか。それが大した説明ができないから必要ないだとか、それを誰が考えたかというところと理事会と議長で判断したというから私は驚きです逆にいけば。その点についてもう一度伺いたいと思います。

あとですね、日銀の労務単価の部分はこれに網羅されているからということなのでしょうけれども、網羅されてて事務局としてちゃんと資料があるのであれば、そういうのはきちんと出せば理解できるのでないですか、そういったものは。1 年ごとにそれは確かに違うかもしれませんが、逆にいけばね、そう言われれば非常に怪しまれるのが今回インフレ条項に基づいて、4 月 1 日に出されているのですよね、この協議してくれという要望が。ということは年度替わりの一発目に出せば、年度替わりの労務費が上がるからだという目算の上でやっているのではないですか。私は非常に悪意を感じますがけれどもその辺はいかがなのでしょう。本来であればこういった大きな予算であれば 3 月の当初だとか、そういうものでやるべきものであって、臨時議会だとかでやるべきものではないと私はそもそも思うのですけれど

も、その辺について伺いたします。

あとですね、ロードヒーティングというものは付帯工事の部分、送水管の部分だということなのですけれども、これがどれくらいの割合でこの付帯工事の金額を上げたのか。これは工事だとかいろいろな部分もあるのでなかなか言いにくい部分あるのですけれども、どういうものなのかさえ私らはちょっとロードヒーティングというものは分からないので、もし分かる方がいれば教えていただきたいなど。これが相当な額を引き上げたというのであれば、どういう蓋然性で引き上げたのか教えていただければと思います。

あと今回の件については先ほども御答弁ありましたが、これがある意味で物価スライド協議の最後だということで理解していいのか伺いたしたいと思います。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） お答えいたします。全員協議会に関して中止の判断をしたのが理事会とか議長だというふうにおっしゃってましたが、そうではなくて事務局でこういうふうに考えているという説明をいたしまして御了承いただいたということでございます。

詳細な資料を出すべきであったという2点目の質問に関しては今回先ほど説明した増減一覧表だけでは分かりづらいということでしたので、後ほどでもよろしいでしょうか。かなり細かいものなので、ちょっとまとめ方を検討させていただきたいと思いますが、今現在はちょっとございませんのでこの場では出すことができませんので御了承ください。

あと3点目、4月1日というタイミング、年度替わりで単価アップする時期なのではないかという御質問でしたけれども、例えば日銀ですと年度ということではなく、毎月のように指数を発表しておりますし、調査会のほうは四半期でしたか、毎月ではないのですが定期的に出していて、1年度で1回だけの見直しだとかそういったことではございませんので、単価のことを意識して4月1日ということではなかったものと思っております。

4点目、ロードヒーティングの関係ですけれども、金額は今ちょっと調べておりますが、上昇率が相対的に高いという説明で、金額が大半を占めているというわけではございません。

あと5点目、スライド協議は今回が最後なのかということでございましたけれども、先ほど答弁したとおり時期としましては1月までは可能ではありますが、よほどの情勢の変化がない限りはないものと思っております。今後の国内の政治情勢や経済情勢さらには国勢情勢や為替の状況等が不透明でありますので、経済物価状況を本当に大きく揺るがすような事態となった場合には変更となる可能性はあるでしょうが、ゼロとは言いませんが、ほぼないのではないかなと思っております。

それから最初の質問の答弁の中で、JVの代表企業に聞いたところ3件という話は、2回スライドを行った事例が3件だったということでしたので訂正させていただきます。以上です。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。8番須藤正人さん。

◎8番（須藤正人君） 畠議員と重なると思いますが質問をさせていただきます。5月15日に契約変更の件で各市町村の関係職員を招集して会議を開いたと聞いております。その中で変更金額がしっかり決まって、そして局長が23日の全員協議会を中止にするということを皆さんに告げたそうであります。23日全員協議会、土日を挟んでその議案が我々のところに届きました。私がこの議案の内容、そしてなんで全員協議会が中止になったのかということを経理で局長あなたにお伺いしましたね。そうしたら金額はまだ決定していない、金額が決定していないのに全員協議会を開いても無駄になるということで中止にいたしました、こういうことでした。23日そしてその次の土日挟んで議案が送られてくる、金額決まっているではないですかもう、でしょ。23日の全員協議会、そして土日を挟んで月曜日にこの議案等が我々に届いているのですよ。ということは23日の前にもうこの金額は決まっているのですね。大体15日にもう決めているのですから。私はうちの町の担当者に聞きました。そのときにもう金額が決まって23日の全員協議会を中止にする、そういうことを聞いてますよ。局長が言っていることと食い違ってますね。今畠議員からいろいろな質問がありました。全員協議会というのは議長が招集して、そしてその案件についていろいろな問題、代表理事が報告の中で大まかな説明をした付帯工事、また25%上がっています。そして特注品が多いからこのくらいの工事費が上がる、そういうことがこの文章に書いています。そういうことをですね、我々にその内容をしっかり報告して、そして理解を得てもらい、そのための全員協議会なのです。それを中止にしてですよ、今ここで局長の答弁の説明、全く納得いかないではないですか。去年の3月にも話ししましたがこの能代山本広域市町村圏組合議会の意義、これが全く軽んじられている。これではね、この議会なくてもいいですよ。大体理事がですよ、この中止にしたことを知らないのですから。私は職務代理者に聞きたいですよ、この中止にした経過知っていますかね、そして議長、あなたが招集しているのですよね。ちゃんとこのことについて説明を受けていますか、まずお伺いしたいと思います。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） お答えいたします。須藤議員から私が電話をいただいたときに、金額が確定していないので開くのをやめたということでおっしゃっていましたが、私はそのような話をした記憶はございません。おっしゃっていたように5月15日には担当課長会議を開いていまして、今日の議会に向けた予算内容の説明などをしておりますので、その時点では金額は確定しておりましたので、金額が確定していないのでということを理由に全員協議会をやめたということは決してございません。全員協議会はいわゆる事前審議としないようにする必要があると我々は考えているものですから、例えば今回配付しております附属資料でいきますと、これまでの経緯とかスライド協議の概要などについての説明はできると思ったのですが、別紙で付けた増減内訳などを示しますと、今回の予算で増額になる額とかがそれで分かることになってしまうので、そういった細かい金額についての説明は全

員協議会ではできないことになるのだろうなという判断で、かつ前は J V からの申請を受けてから 2 月の議会まで相当長い期間があったのですが、今回は 2 か月ほどということで中間報告的なことでもない。もう 10 日後くらいには臨時会を開くような状況であったので、ここでは全員協議会を開かなくてもいいのではないかと考えた次第でございますので御理解いただきたいと思います。以上です。

◎議長（安井和則君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 07 分 再開

◎議長（安井和則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。8 番須藤正人さん。

◎8 番（須藤正人君） 局長、嘘をつくとな、嘘をつくとな説明がスムーズにいかないのですよ。途切れ途切れになりますね。あなた言ったでしょ私に、金額はまだ決まらないから全協を開いても無駄だということで全協を中止にしますとあなた言ってますよ。ただ電話で私はその証拠を取っているわけではないから水掛け論になりますからこれ以上は言いませんけれども。やはり 15 日に開いてその 1 週間後に全協が、金額が決まってから 1 週間あったのですよ。それが金額が決まってないから、全く話になりませんね。職務代理者、もう少しこの広域議会をちゃんと重く見てこれから広域議会のいろいろな案件があると思います、進めてくださいよ、どうですか。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） お答えいたします。金額が決まっていなくて開けないという話はした記憶がありません。金額は既に決まっておりますので、そんなことを言うはずはないと思っております。金額に関してのお話しだとすると、全員協議会には今臨時会で出す予算案につながるような金額は出すことができないので、そういった金額を示さない全員協議会になってしまうので、そういったことを含めてやめることにしたというお話しはした記憶はありますが、この金額が決まっていなくてを理由だと電話で話した記憶はございません。以上です。

◎議長（安井和則君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。14 番土佐正寛さん。

◎14 番（土佐正寛君） この議会まだ 1 年未満で流れがしっかり分からないところもあるのですけれども、ちょっと 3 つほど質問させていただきます。1 つ目ですね、歳入についてですけれども、国の交付金の増額というものはないのでしょうか。掛かるほうはスライドして上がっていく、出るものが増える。それに応じて国のほうもスライドとか条項がなかったのかなと、単純な質問ですがこれがまず一つです。

それから 2 つ目にですね、変更協議の詳細というものが出ていますが、協議額と補正額が同額ということですので、しっかり精査の上でやはりこの通りだということになったのか、もうちょっと値下げといいますか、そういう下げる部分がなかったのか。それとそれに関連して受注者負担額が 6,000 万円以上ということで結構な額なのですが、疑り深く考えるとこの分をどこかに紛れ込ませているのではないか

なと思ってしまうこともございます。そういうことを完全否定できるのかどうか。精査の上でそういうのは大丈夫ですということなのかですね、それを一つお願いいたします。

あと3つ目は質問というよりも要望なのですが、附属資料に資材費、労務単価、特注品の価格上昇だということなのですが、やはりそうでしたらこの3つの部門について、資材費はこのくらい上がりました、労務単価はこのくらい上がりました、特注品はこれこれこれがこういうふうに上がりましたと。やはりそういう説明を付けていただければ我々も理解しやすいと思いますし、今後は地元の住民とか市民町民に聞かれたりした場合にですね、こういう理由でこうなったのだよと、やはりそういう言える資料を我々に提示してほしいと思いますので。ここだけの問題ではない、これはやはり持ち帰れば市であり町であり、その議会にも当然その説明責任は出てくると思いますので、やはり包み隠さずそういう資料を提供していただきたい。今日でなくとも後で結構ですのでそれをお願いしたい。以上3つをまずお願いいたします。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） お答えいたします。まず1点目の国の交付金の関係ですが、国からは今回のインフレスライドに係る増額分は交付金の対象になるというふうに回答はいただいております。ただその交付額の変更の手続については今後国県の指導に基づき行うこととなります。今回予算書上は交付金を見ておりませんが、今後交付金が固まり次第、財源振替の手続をしまいたいと思っております。

それから2点目、JV側からの要望と同一の額であることに関してであります、組合側としましては受注者側から出てきた要望の内容について、その残工事額とそれぞれの工事区分ごとに適用している物価指数が正しいものであるかどうか、その妥当性を組合側が判断することとなりますので、用いた日銀ですとか調査会の物価指数などのこの指標に関して県や第三者である施工管理業者、八千代エンジニアリングから指数は妥当であるという御意見も頂いておりますので、申請通りこちらでも同じ額で認めたところでございます。

3点目、説明資料の不足につきましてはこの後準備いたしましてお届けしたいと考えております。以上です。

◎議長（安井和則君） 14番土佐正寛さん。

◎14番（土佐正寛君） まず国から来るということで、その辺は大変よろしいかと思えます。2つ目の質問でした補正額と協議額ですね、物価指数でいっていると受け止めてしまいますけれども、現状として1,000円のものが1,100円になりますよと。そういう具体的な話がほしいなと思って。そういう金額がなければなかなか出てこないなと思いますので。指数ばかりに頼っていて、例えばそれが低い場合もあるでしょうし、高い場合もあると思いますが、やはり金額で比較してこのくらい上がるのだということを出すべきではないでしょうか。あと資料は後ほど楽しみにしておりますので。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

(事務局長 佐藤清吾君 登壇)

◎事務局長(佐藤清吾君) お答えいたします。指数でなく実際の金額のほうがということだろうと思いますが、こういった日銀等の物価指数を用いてスライド協議をするというのが国の通知、マニュアルで示されてますので。指数で出てこないような内容のものは、そういった実勢価格を調査した上でやることになっていきますが、指数で出ているものに関してはそれによって計算するということになっていきますので御理解いただきたいと思います。(「理解しました」の声あり)

◎議長(安井和則君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論を行います。7番 畠 貞一郎さん。

◎7番(畠 貞一郎君) 議案第12号令和7年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算第1号に反対の立場で討論いたします。当予算は一般廃棄物処理施設整備事業費7億9246万2000円を増額補正するものになります。同施設については増額補正は令和6年2月期に続き2回目の増額補正であります。その折は23億2423万4000円を増額するもので、その中の質疑の中でも、今後の増額にも含みを持たせておりましたが、1年前の審議においても強くお話ししたのが、説明と情報の開示をしっかりとすることでありました。しかしながら臨時議会前の全員協議会は突然の中止。高額な予算も何の事前の説明なしで今日に至ったのであります。増額の要因として建設資材価格や労務単価の物価上昇、特に建設資材については土木建設工事、電気機械設備工事において、特注品が相対的に高い上昇率とのことですが、1年前にもほぼ同じ理由で増額しております。ここ1年でどれだけ上昇したのか。また特注品は設計段階から含まれたものであると思われることから理解しにくいところもあります。議会の役割は広域圏の住民およそ7万人の生活と福祉の向上のため真摯に議論する場と考えます。この度の提案はその必要なデュープロセスをきちんと行っているのか、私は本当に疑問に思っております。よってこのような状態の中で賛成することはできません。よって本予算に反対します。

◎議長(安井和則君) 他に討論ありませんか。5番 渡邊正人さん。

◎5番(渡邊正人君) 議案第12号令和7年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算第1号について、賛成の立場で討論いたします。本予算は一般廃棄物処理施設整備事業について、物価高騰や労務単価の上昇を反映した関連予算の追加分が計上されております。円安傾向が続く中、不安定な世界情勢における建設資材等原材料費やエネルギー価格の高騰は収まりが見えず、また、建設業界における人材確保のための労務単価引上げなど、昨今の経済情勢を見ると、工事費の増額はやむを得ないものであります。当局においては、第三者の協力のもと協議請求の内容を精査しており、補正額についても、国の通知等をもとに客観的に算出した合理性のあるものであります。加えて当該事業は、圏域の共同処理事業として行っている重要なインフラ整備であり、この補正予算が認められなければ、圏域のごみ処理ができなくなることにつながるものであります。以上のことから、議案第12号令和7年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算は、妥当と認め賛成をいたします。以上

です。

◎議長（安井和則君） 他に討論ありませんか。8番須藤正人さん。

◎8番（須藤正人君） 反対討論いたします。先ほどのこの案件についての説明、そして質問に対する答弁、全く納得のいくものではありません。よって反対をいたします。

◎議長（安井和則君） 他に討論ありませんか。9番皆川鉄也さん。

◎9番（皆川鉄也君） 私も議案に賛成の立場で討論に賛同いたしたいと思います。今事務局から御報告のとおり、既に工事の進捗率が62.5%まで達しております。まもなく完成というところでこの予算を否決するということはありません。また、先ほど渡邊議員からもお話しありましたが、この事業が進捗しないと一般住民の方に関わる負担は相当のものがあると思われます。したがって速やかに本工事を執行するための補正予算に賛成をいたします。

◎議長（安井和則君） 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案について御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（安井和則君） 起立多数であります。よって、本案は原案どおり決しました。この際、暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時25分 再開

◎議長（安井和則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議長（安井和則君） 本臨時会は、提出議案の全部を議了いたしましたので、これをもって閉会いたします。

午前11時25分 閉会

令和7年6月2日

能代山本広域市町村圏組合議会

議 長 安 井 和 則

署 名 議 員 畠 貞一郎

署 名 議 員 須 藤 正 人